

メキシコの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

メキシコ合衆国（スペイン語では「Estados Unidos Mexicanos」。英語では「The United Mexican States」。以下「メキシコ」という）は、北米大陸南部に位置する連邦共和国である。3世紀以降はマヤ文明、14世紀以降はアステカ文明が栄えたが、1517年にコルテス率いるスペインがアステカ帝国を滅ぼし、1521年にスペインの植民地となった。スペインによる支配は約300年間続いたが、1810年に始まった独立戦争の結果、1821年に遂にスペインからの独立を果たした。1846年から1848年にかけて領土争いで米国と戦った結果、テキサス、カリフォルニア等の広大な領土を失い、メキシコの国土は半減した。その後しばらくは独裁体制が続いたが、1910年から数十年間にわたるメキシコ革命により独裁体制は打倒された。1917年には現行のメキシコ憲法が制定された²。

世界有数の鉱業国であるメキシコでは、豊富な石油と銀が産出される。1994年には米国、カナダ及びメキシコの間で北米自由貿易協定（NAFTA）が発足した。メキシコにとって米国は最重要の隣国であるが、両国の間には、麻薬密輸、不法移民等の問題が常に横たわっていた。米国でトランプ政権が発足してからは、NAFTAの再協議が行われていたが、2018年9月30日、新たな貿易枠組である「米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）」を締結することで当該3か国が合意に達した。

日本との間では、2004年に「日本・メキシコ経済連携協定」（EPA）が締結され（2005年4月1日発効）、自動車製造業を中心とする日本企業のメキシコ進出が進んでいる。メキシコは、米国を除く11か国による環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の国内手続きを、最も早く完了した（日本はメキシコに次いで2か国目であった）。

メキシコの事実上の公用語はスペイン語である。メキシコは、スペイン語圏における最も人口の多い国である。

メキシコの法制度³は、いわゆる「大陸法系」（その中でもフランス法系）に属し、成文法

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるメキシコの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）435頁等を参照した。

³ メキシコの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔米州編〕第4回 メキシコ」（『国際商事法務 Vol.45, No.8』（国際商事法研究所、2017年）所収）を参照されたい。

を法体系の中心に置いている。メキシコは、約 300 年間の長きにわたりスペインにより統治されてきたことから、メキシコの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けている。一般に、メキシコの法制度は、連邦法と州法等から構成される。各州は、連邦と同様に、それぞれ、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典等を有しているが、州法は連邦法の内容と類似していることが多い。メキシコ法の法源としては、①憲法、②規制法（憲法の規定を実施するための法律）、③一般法（規制法以外の一般的な法律）、④判例、⑤学説、⑥慣習、⑦条約、⑧法の一般原則、⑨規則、⑩エクイティ等がある⁴。また、メキシコの裁判所には、連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在する。

製造業を中心とする多くの日本企業が、メキシコ企業との貿易を行い、またメキシコに対する投資を行ってきたことから、メキシコは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するメキシコは、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。このようなメキシコの重要性に鑑みると、メキシコの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、メキシコの知的財産法の概要を紹介することとしたい⁵。

II 知的財産法全般

メキシコの知的財産法制度の基本をなす「産業財産法」⁶は、1994 年、1998 年、1999 年、2003 年、2005 年、2006 年、2010 年、2012 年、2018 年に改正されている（2018 年の改正は、3 月 13 日改正（4 月 27 日施行）及び 5 月 18 日改正（8 月 10 日施行）の 2 度にわたり行われた）。全 229 条からなる「産業財産法」の主な体系は、表 1 のとおりである⁷。メキシコの知的財産法制度は、「産業財産法」のほか、「産業財産規則」その他多数の規則等により構成されている。

表 1：メキシコの「産業財産法」の主な体系

⁴ 阿部博友著「メキシコ法」（『世界の法律情報 グローバル・リーガル・リサーチ』（文眞堂、2016 年）所収）177 頁。

⁵ 本稿の執筆にあたっては、主に、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「メキシコ」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」等を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

⁶ 「産業財産法」のスペイン語版は、WIPO の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=18059>

⁷ 本稿における「産業財産法」に関する訳語は、基本的に、特許庁の下記ウェブページに掲載されている和訳（但し、当該和訳は 2012 年改正までしか反映されていない）に従った。但し、一部、訳語を変更した部分がある。

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

第1部 総則	
第2部 発明、実用新案及び意匠	第1章 総則、第2章 特許、第3章 実用新案、第4章 意匠、第5章 特許の取扱い、第6章 権利のライセンス及び譲渡、第7章 特許及び登録の無効及び消滅
第3部 営業秘密	
第4部 商標、商号及び通知	第1章 商標、第2章 団体商標、第2章の2 周知・著名商標、第3章 広告、第4章 商号、第5章 商標登録、第6章 権利のライセンス及び譲渡、第7章 無効、消滅及び取消
第5部 原産地表示及び地理的表示	第1章 総則、第2章 保護宣言の手続、第3章 使用権付与、第4章 宣言及び使用権付与の効果の停止、第5章 原産地表示及び地理的表示の承認
第5部の2 集積回路配置設計	
第6章 行政手続	第1章 一般的手続規則、第2章 行政手続決定、第3章 再審査申立て
第7章 調査、行政的違反及び制裁並びに犯罪	第1章 調査、第2章 行政的違反及び制裁、第3章 犯罪
経過規定	

1995年にWTOの原加盟国となったメキシコは、TRIPS協定に加盟しているほか、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、国際特許分類に関するストラスブルク協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約等である。

知的財産権に関連するメキシコの政府機関のうち最も主要なものであるメキシコ産業財産庁（IMPI）⁸は、主に特許、意匠及び商標等の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。著作権については、著作権庁が管轄する。

III 特許・実用新案

1 概要

⁸ <https://www.gob.mx/impi>

前述したとおり、特許・実用新案については、「産業財産法」に規定されている。「産業財産法」における特許の多くの規定は、実用新案に準用されるため、本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとした⁹。意匠については、項を改めて述べたい。

2 発明

「産業財産法」によると、特許を受けることができる発明は、分離され特徴付けられた材料であって、いずれかの科学又は技術分野で応用できる理想的な状態にあるものでなければならない。発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。

内容が公序良俗、道徳若しくは適正な慣行に反する場合、又は内容が法の規定に反する場合は、特許を受けることができない。主な不登録事由としては、①芸術的創作物、②発見、科学上の理論又は算術的な方法、③精神的行为、遊戯の方法、商業的活動計画等、④コンピュータ・プログラム自体、⑤公序良俗に反するもの、⑥人体・動物に対する治療又は診断の方法の場合が挙げられる。

3 出願

メキシコは、日本と同様に、先願主義を採用している。

メキシコに居所又は事業拠点を有しない出願人は、メキシコの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。

産業財産庁が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知発行日から 4 か月以内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 18 か月経過後に公開される。出願人が請求することにより、より早期に公開されることができる。出願公開の公告日から 6 か月以内は、誰でも、意見書を提出することにより、情報提供を行うことができる。出願公開後は、仮保護の権利が発生する。

なお、日本の特許庁とメキシコの産業財産庁は、2011 年 7 月 1 日から特許審査ハイウェイ試行プログラムを、また、2015 年 11 月 1 日から「PPH MOTTAINAI」プログラムを実施している。

⁹ 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「メキシコ」の「制度ガイド」6 頁～14 頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

4 審査

メキシコでは、全ての特許出願につき、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われる。

出願日又は優先日前に、メキシコ国内又は世界のいずれかにおいて、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできない（絶対的新規性）。また、出願日又は優先日よりも前に出願された先願の内容と同一の後願は、特許を受けることはできない。但し、新規性喪失の例外が認められる場合として、①特許を受ける権利を有する者が、出願日又は優先日前の 12 か月以内に発明を公表した場合、②特許を受ける権利を有する者が、出願日又は優先日前の 12 か月以内に国際的博覧会に出品したことにより発明が公表された場合がある。なお、産業財産庁は、メキシコ以外の国で対応出願がされている場合には、対応出願の審査結果の提出を、出願人に対し要求することができる。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、2 か月の期間を指定して拒絶理由通知が発行される。出願人は、当該期間内に（請求により、さらに 2 か月の延長が可能）、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。出願人は、拒絶査定の発行日から 15 日以内に、産業財産庁に対し、不服申立てを行うことができる。

5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与査定の通知が発行される。この場合、出願人は、所定の期間内に、特許付与料金及び 5 年分の年金を納付しなければならない。納付後、特許登録原簿に登録され、出願人に特許証が発行される。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である。

6 実用新案

「産業財産法」における特許の多くの規定は、実用新案に準用されるが、ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

「産業財産法」によると、実用新案とは、「配列、形態、構造若しくは形状の変更の結果、構成部品に関する異なる機能又は实用性に関する異なる利点を提供する物体、物品、装置及び道具」をいう。従って、方法については、実用新案として保護を受けることはできない。

実用新案権が付与されるためには、特許権の場合とは異なり、「進歩性」は不要であり、新規性及び産業上の利用可能性が必要とされている。新規性は、特許の場合と同様、「絶対的新規性」が採用されている。

2018 年 4 月 27 日施行の産業財産法改正により、出願公開制度が採用された。これにより、実用新案出願は、方式審査完了後、速やかに公開されることとなった。

実用新案の場合も、特許の場合と同様、方式要件を満たす全ての出願につき、実体審査が行われる。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年である。

IV 意匠

1 要件

「産業財産法」によると、意匠には、①工業意匠（工業製品を製造するためのひな形又は装飾としての役割を果たし、技術的効果に関与しない範囲で特有の外観をもたらす立体形状）、並びに②工業図案（装飾の目的で製品に組み込まれる形状、線又は色の组合せであつて、特有の外観をもたらすもの）がある¹⁰。

意匠権が付与されるためには、新規性及び独自性が必要である。新規性とは、出願に係る意匠が、出願日又は優先日前に世界のいずれかにおいて公然知られた意匠と同一又は類似でないことをいう。また、独自性とは、出願に係る意匠が、公知の意匠又は公知の意匠特性の组合せとは独立に創作され、かつ、それらとは有意に異なることをいう。

「産業財産法」31 条 2 項は、「公知の意匠又は公知の意匠の特徴の组合せとは独立に創作され、かつ、それらとは有意に異なる意匠は、新規とみなされる。」と規定している。2018 年 4 月 27 日施行の産業財産法改正により、当該規定の意味がより具体的に明らかにされた（32 条の 2）。即ち、①「独立に創作され」とは、出願日又は優先日の前に、他に同一の工業意匠が公表されていない場合をいう。ささいな細部の特徴のみが異なる複数の工業意匠は、同一とみなされること、また、②「有意に異なる」とは、工業意匠が当該分野の専門化に与える全体的印象であつて、当該工業意匠の創作に対する創作者の自由度を考慮した上で、出願日又は優先日の前に公表された他の工業意匠が与える全体的印象とは異なるものをいうことが、明らかにされた¹¹。

なお、メキシコでは、部分意匠制度は採用されていない。

2 出願

メキシコでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

メキシコに居所又は事業拠点を有しない出願人は、メキシコの現地代理人を選任しなければならない。

2018 年 4 月 27 日施行の産業財産法改正により、出願公開制度が採用された。これによ

¹⁰ 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「メキシコ」の「制度ガイド」15 頁～18 頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html
¹¹ ナハニー・カナール・レジェス著「メキシコ意匠制度の概要」（ジェトロ主催「メキシコ知的財産セミナー」資料、2018 年 6 月 4 日）の和訳を参照した。

り、意匠出願は、方式審査完了後、速やかに公開されることとなった。

3 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。産業財産庁が、方式要件を満たすと判断した全ての出願について、実体審査が行われる。

実体審査は、意匠出願に係る意匠が産業上の利用可能性を有するか、公序良俗に反しないか、新規性及び独自性を有するか否かについて行われる。

出願日又は優先日前に、メキシコ国内又は世界のいずれかにおいて公然知られた意匠と同一又は類似である意匠は、新規性が認められない（絶対的新規性）。

審査の結果、出願に係る意匠が、新規性等の要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、所定期間内に、補正書・意見書を提出して応答することができる。

4 登録

意匠登録拒絶査定を不服とする出願人は、30日以内に産業財産庁に対し、不服申立てを行うことができる。

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠付与査定の通知が発行される。この場合、出願人は、所定の期間内に、意匠付与料金及び5年分の年金を納付しなければならない。納付後、意匠登録原簿に登録され、出願人に意匠登録証が発行される。

意匠権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から5年である。さらに5年間の更新が4回認められるため、意匠権の存続期間は、最長で出願日から25年間となる（従来は最長15年間であったが、2018年4月27日施行の産業財産法改正により、25年間に延長された）。

出願が登録要件を満たしていないと考える者は、産業財産庁に対し、登録の取消を請求することができる。

V 商標

1 商標

「産業財産法」によると、「商標」とは、従来は、「文字、数字、標識、図形、立体形状又はこれらの組み合わせであって、視認でき商標を使用する商品・サービスについて他人のそれと識別できるもの」をいうとされていた¹²。しかし、2018年8月10日施行の産業財産法

¹² 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「メキシコ」の「制度ガイド」19頁～24頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

改正により、上記定義は、「感覚によって知覚され、市場における他人の同種の製品又はサービスと識別できる明確かつ正確な保護対象を決定することを可能にする方法で表される、何らかの徵表」と改正され、音、匂い、ホログラム及びトレードドレス等も、商標登録を受けることができることとなった。また、使用による特別顯著性を獲得した商標も、登録を受けることができることとなった。

なお、通常の商標の制度の他に、団体商標、証明商標、広告スローガン、原産地表示、地理的表示等の制度も採用されている。

2 出願

メキシコは、先願主義及び一商標一区分制を採用している。

メキシコは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟しているため、マドリッド出願によりメキシコでの商標登録を受けることができる。

メキシコに居所又は事業拠点を有しない出願人は、メキシコの現地代理人を選任しなければならない。

3 審査

出願後は、まず、方式要件について審査され、次に、不登録事由等についての実体審査が行われる。方式審査を通過した商標登録出願の全件につき実体審査が行われるため、審査請求制度は採用されていない。

不登録事由としては、①動く商標、②普通名称、慣用商標、③記述的商標、④国、地方自治体等の紋章・記章等、⑤国の公的標識又は検証刻印等と同一又は類似であって当局の承諾を受けていないもの、⑥他人の氏名、筆名、肖像等であって、その他人の承諾を得ていないもの、⑦公衆を欺瞞させるおそれのある商標、⑧先行登録商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似の商品・サービスを指定するもの、⑨メキシコで周知・著名な商標と同一又は類似の商標、⑩他人の商号と混同を生ずるおそれがある商標等が挙げられる。なお、2018年8月10日施行の産業財産法改正により、同意書（コンセント）制度が採用されたため、同意書（コンセント）を提出することにより拒絶理由を克服することができる可能性がある（但し、同一の商標で、指定商品・サービスが同一の場合を除く）。また、2018年8月10日施行の産業財産法改正により、不当な利益を得る目的又は他人に損害を与える目的での悪意による商標出願は、登録を受けることができないこととされた。

出願された商標が不登録事由に該当せず、登録可能と判断された商標出願は、公告される。第三者は、当該公告日から1か月以内に異議申立てを行うことができる。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から所定期間内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。登録査定謄本の送達日から所定期間内に登録料を

納付することにより、商標は登録され、登録証が発行される。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、不服申立てを行うことができる。

4 登録

商標権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年であり、10 年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、原則として、期間満了前 6 か月以内に行わなければならない。従来より、更新時には使用宣誓書を提出する必要があったが、さらに、2018 年 8 月 10 日施行の産業財産法改正により、2018 年 8 月 10 日以降に出願された商標又は登録された商標については、登録後 3 年目から 3 か月以内にも、使用宣誓書を産業財産庁に提出しなければならなくなつた（2018 年 8 月 10 日より前に登録された商標については、登録後 3 年目ではなく、従来どおり、更新時に使用宣誓書を提出すれば足りる）。使用宣誓書を提出しない場合、商標登録が取り消されることになる。

登録後、登録商標が継続して 3 年以上使用されていない場合、第三者は、当該商標の登録取消しを請求することができる。

また、第三者は、商標権の存続期間中はいつでも、商標登録の取消を産業財産庁の法律局に請求することができる。主な取消理由としては、①商標登録が法律に違反していた場合、②先行する商標権が既に存在していた場合等がある。上記②を理由とする場合は、登録日から 3 年以内に請求する必要がある。

VII 著作権

1 概要

著作権については、「産業財産法」ではなく、「著作権法」において規定されている¹³。メキシコはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はメキシコでも保護される。

2 著作物

「著作権法」によると、著作物とは、「独創的に創作された著作物であって、いずれかの形式又は媒体によって公表し、又は複製することができるもの」であるとされている。

著作物の種類としては、①文芸の著作物、②音楽の著作物、③演劇の著作物、④舞踊、⑤絵画の著作物又は素描の著作物、⑥彫刻及び立体芸術の著作物、⑦風刺画の著作物及び短編小説、⑧建築の著作物、⑨映画の著作物その他の視聴覚著作物、⑩ラジオ番組及びテレビ番

¹³ 本稿の「著作権」の部分の執筆にあたっては、著作権情報センターのウェブサイト「外国著作権法 メキシコ編」に掲載されている和訳を主に参照した。

<http://www.cric.or.jp/db/world/mexico.html>

組、⑪コンピュータ・プログラム、⑫写真の著作物、⑬応用美術の著作物、⑭編集物の著作物がある。また、二次的著作物も保護される。

但し、①アイディア（着想）自体、②著作物に具現されたアイディアの工業的又は商業的利用、③精神的行為を実施し、競技を行い、若しくは事業を行うための仕組み、計画又は規則、④単独の文字、数字又は色彩（独創的なデザインとなる程度にまで様式化されている場合を除く）、⑤単独の名称及び表題又は語句、⑥単なるレイアウト（割り付け）又はいずれかの種類の情報を伴う記入用紙及び関連する説明書、⑦いずれかの国、州、市町村等の紋章、旗若しくは記章の無許諾の複製品若しくは模造品、又は政府間若しくは非政府の国際機関等の名称、略称、シンボル若しくは記章およびそれらの呼称、⑧立法上、規制上、行政上又は司法上の原文及びそれらの公的翻訳、⑨ニュースの情報内容、⑩金言、格言、伝説、事実、カレンダー及び計量表などの日常使用される情報は、著作権保護の対象としての著作物には含まれない。

3 著作権

著作財産権とは、公表、出版、公衆への伝達、公の実演、公衆への頒布又は複製により、著作物を公衆に知らしめる権利である。

実演家、録音物制作者及び放送事業者の著作隣接権も認められている。

また、著作者人格権として、①氏名表示権、②公表権、③自己の名誉等を害するおそれがある自己の著作物の変更・改変を禁止する権利等が認められている。

4 著作権の帰属

著作権は、原則として、著作物の著作者に原始的に帰属する。共同著作の場合は、共同著作者が著作権者となる。

被雇用者たる著作者が雇用期間に創作した著作物の場合、別段の約定が無い限り、経済的权利は、雇用者と被雇用者との間で等しく共有されるものと推定される。雇用者は、被雇用者の許諾を得ずにその著作物を公表することができる（これに対し、被雇用者は、雇用者の許諾を得ずにその著作物を公表することができない）。また、コンピュータ・プログラム及びその関係資料の経済的权利は、それらが 2 名以上の被雇用者によってその職務の過程において、又はその雇用者からの指図に基づいて創作された場合は、別段の約定が無い限り、雇用者に帰属する。

委託された著作物の著作権は、別段の約定が無い限り、受託者に帰属する。

5 無方式主義

メキシコでは、著作権は著作物が創作された時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

しかし、著作権侵害を主張するためには、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の

創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる。

なお、メキシコでは、著作権を任意に登録する制度が存在する。即ち、メキシコの公的著作権登録簿に、著作物の登録を行うことができる。これにより発行された登録簿記載事項の写しは、著作権の所有を推測させる証拠として使用できる可能性がある。

6 著作権の保護期間

原則として、著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死亡から 100 年間保護される。共同著作者により創作された著作物の保護期間は、最後まで生存していた共同著作者の死亡から 100 年間保護される。

7 著作権の制限、著作物の公正な使用

「著作権法」によると、著作権が制限され、著作権侵害とはならない場合として、①著作内容を引用する行為、②新聞、放送又はその他のメディアで最近の出来事に関する記事、写真、イラスト及びコメントを複製する行為、③科学、文学又は芸術の批評・研究に著作の一部を複製する行為、④個人が私的に文学又は芸術作品を 1 回のみ 1 部複製する行為、⑤絶版や紛失対策のために保存庫や図書館で 1 部を複製する行為、⑥司法・行政手続で証拠として利用するために複製する行為、⑦公共のために公共の場所で図形、絵画、写真及び音響と映像を複製、伝達、配布する行為等が挙げられている。

なお、2018 年の著作権法改正により、著作権侵害が疑われるだけで、ネット上の著作物を削除することができることとされたが、この点については批判も多い。

VII 営業秘密

メキシコでは、営業秘密は、「産業財産法」で保護されている。

「産業財産法」によると、「営業秘密」とは、「個人又は企業が保有し、秘密性を有し、かつ、経済活動を行う上での第三者に対する競争上又は経済上の利益を確保若しくは維持することに関連する産業上若しくは商業上の利用可能性を有する情報で、それに関して当該個人又は企業が利用を制限し秘密性を維持する十分な手段又はシステムを採用しているもの」をいう。そして、営業秘密を構成する情報は、物の性質、特性又は目的、生産の方法若しくは過程又は物を配給若しくは販売し又はサービスを提供する方法若しくは手段に関するものでなければならず、また、当該情報は、書類、電子若しくは磁気媒体、光ディスク、マイクロフィルム、フィルム又はその他類似の情報媒体で構成されるものでなければならない。営業秘密の登録義務又は保護期間について制限する明文規定は無い。

「他人の営業秘密を利用し又は第三者に開示するために、正当な権限なく、かつ、当該秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく、その秘密を盗む行為で、当該行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者若しくは使用権者を害することを目

的としてなされたものである」等の場合には、2年～5年の懲役、メキシコシティにおける最低日給の100倍～10,000倍の罰金という刑事罰が科される。また、「工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その違反が産業財産法で規制する事項に関係し、かつ、不正競争とみなされる程度に至っている」等の場合は、産業財産庁により、①メキシコシティの最低日給の20,000倍以下の過料及び追加過料、②90日以下の一時的営業停止又は永久的営業停止、③36日以下の行政拘禁という行政罰が課される。

実務上は、秘密保持契約、雇用契約等の契約による営業秘密保護も可能である。

Ⅷ エンフォースメント

1 総説

メキシコにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段（行政摘発）、刑事的手段（刑事訴訟）、民事的手段（民事訴訟）及び税関での差止がある。

メキシコは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力が行われてきているが、なお改善の余地があるのが現状である。

2 行政的手段（行政摘発）

例えば、商標権者が自己の商標権を侵害する物品を発見した場合、産業財産庁の知的財産保護部に対し、告訴状を提出して、行政摘発を求めることができる。産業財産庁は、被疑侵害者に対して査察や仮差止を行い、行政罰（侵害物品及び関係する材料・設備等の回収命令及び供給差止命令、侵害物品の製造・販売・使用の禁止命令、侵害物品の押収命令、製造施設の閉鎖命令等）を課すことができる。とくに、商標権の侵害の成否の判断は、産業財産庁の専権事項であるため、産業財産庁による行政摘発は極めて重要である。産業財産庁による行政摘発の対象は商標権侵害のケースが最も多いが、特許権、意匠権の侵害のケースでも利用できる可能性がある。

なお、知的財産権利者が行政摘発を申請したとしても、別途、侵害者に対し民事訴訟（知的財産権侵害訴訟）を提起することは妨げられない。むしろ、産業財産庁による行政摘発が完了した後、知的財産権利者が、侵害者に対し、損害賠償を求めて知的財産権侵害訴訟を提起することは合理的である。知的財産権の有効性及び侵害判断は、産業財産庁の専権事項であるため、産業財産庁による行政摘発を先に実施するのが通常である。

3 刑事的手段（刑事訴訟）

とくに商標権又は著作権を有する権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考える場合、連邦検察庁に対し告訴状及び証拠等を提出することにより、刑事告訴を行うことができる。連邦検察庁において知的財産犯罪を専門に捜査する組織部門は、「産業財産及び著作権犯罪捜査ユニット」である。

権利者から告訴状を受理した検察官は、まず、予備調査を行い、本当に知的財産犯罪が発生したといえるか否かを確認する。その際、検察官は、裁判所から捜査命令等を取得することにより、警察及び知的財産権者又はその代理人と共に、被疑侵害者の所在する現場でレイドを実施し、被疑侵害物品の差押等を実施する。レイドが終了した後、検察官は、捜査の結果、証拠、専門家の意見等を総合的に考慮して、事件の訴追の必要性の有無を検討する。そして、法執行が必要であると判断した場合には、起訴状及び訴追資料を、地区裁判所に提出する。

以上のような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、被疑侵害行為を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。

なお、刑事的手段の場合であっても、知的財産権の有効性及び侵害の有無の判断は、産業財産庁の専権事項であり、産業財産庁が行うとされていることに留意が必要である。

4 民事的手段（民事訴訟）

知的財産権利者としては、行政摘発又は刑事告訴の後に、民事的手段（民事訴訟）により、権利侵害行為の差止、侵害により被った損害の賠償等を請求することができる。民事訴訟は、行政摘発に比べ、一般的に、比較的長期間にわたる手続であるが、損害賠償を得ることができるというメリットがある。

知的財産権侵害訴訟では、損害賠償額の算定が重要な争点となることが多い。メキシコの産業財産法においては、もし関連証拠が被疑侵害者の支配下にあるとき、産業財産庁が当該証拠を15日以内に提出させることができ、また、一方当事者が証拠提出を拒否し又は合理的期限内に提出しない場合には、既に提出された証拠に基づき決定を下すことができるという制度を採用している。裁判所は、上記のようにして産業財産庁が収集した証拠に基づいて損害賠償額を判断することができる。

また、産業財産法には、権利侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、関係する商品又はサービスの市場販売価格若しくはサービス価格の40%を下回ってはならないという規定もある。

なお、メキシコの裁判制度においては、「二審制」が採用されている。

5 税関での差止

とくに商標権者及び著作権者にとって、税関での差止も有効な手段であるといえる。即ち、商標権又は著作権の侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、商標権者又は著作権者は、税関での差止を申し立てることができる。

メキシコ税関での差止の大まかな流れは、①税関による被疑侵害物品の発見及び権利者への通知、②権利者による現物検査等の対応、③税関による物品保管等の対応、④産業財産庁による差止命令となる。

より具体的に説明すると、税関は、所内のデータベースを使用して通関業務を行う際、もし被疑侵害物品を発見した場合、当該物品を暫時留置しつつ、権利者に、被疑侵害物品を発見したことを通知する。通知を受けた権利者は、72時間以内に、被疑侵害物品を現物確認する。もし侵害品であると判断した場合は、産業財産庁又は連邦検察庁に対し、差止の申立て手続を行う（なお、メキシコでは、商標権の侵害の成否の判断は、産業財産庁の専権事項である）。税関は、産業財産庁又は連邦検察庁の指令を受けるまで、被疑侵害物品を倉庫に保管する。権利者が産業財産庁に差止の申立て手続を行った場合、約2日で差止命令が発行される。

以上のように、税関にはその職権で被疑侵害物品の差止措置を行う権限は無いが、産業財産庁又は連邦検察庁の差止命令に基づき、差止措置を行うことができる。

IX おわりに

以上、メキシコの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるメキシコにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、メキシコの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。

①米国に隣接しており、NAFTA（今後はUSMCA）締約国でもあるメキシコは、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②メキシコで知的財産権侵害対策をとることにより、周辺諸国や貿易相手国での知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、メキシコの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14798』（経済産業調査会、2018年、原題は「世界の知的財産法 第23回 メキシコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。